



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *42 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 3
- *43 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (行政改革課)..... 6
- *44 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 7
- *45 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 8
- *46 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 9
- *47 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 16
- *48 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (労働政策課)..... 17

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次のとおり、改正しました。

(1) 和歌山県個人情報保護条例

個人情報の定義を改めるとともに、要配慮個人情報の定義を定めるほか、個人情報ファイル簿の取扱いを定めるなど所要の改正を行いました。(第2条、第6条、第15条、第18条、第19条、第24条、第47条及び第59条関係)

(2) 和歌山県情報公開条例

個人情報の定義を改めました。(第7条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会を設置するとともに、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の退職手当について、雇用保険法の個別延長給付の規定による基本手当の支給の例により、退職手当を支給することができることとするとともに、同法に規定する移転費の額に相当する金額を退職手当として支給することができる者を改めるほか、所要の改正を行いました。(第13条及び付則第38項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第13条第11項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成

30年1月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をすることができる特別の事情等について規定の整備を行いました。（第3条、第4条及び第11条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、調整控除の見直しを行うこととしました。（第24条関係）

(2) 不動産取得税

ア 居住用超高層建築物の専有部分に係る不動産取得税について、税額算定方法等の見直しを行うこととしました。（第42条の14関係）

イ 家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る特例措置について、控除割合を定めることとしました。（第42条の15関係）

(3) 自動車取得税

ア 電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う際の自動車取得税の申告納付の方法を定めることとしました。（第49条関係）

イ 環境への負荷の少ない自動車を対象とした特例措置の見直しを行うとともに、適用期限の延長を行うこととしました。（附則第15項の2～第17項の5関係）

(4) 自動車税

電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収の方法の特例を定めることとしました。（第63条の3関係）

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1の(2)イ並びに第37条、第37条の2、第38条及び第39条の改正規定並びに附則第5項の規定 公布の日

(2) 第37条の3の改正規定 平成29年10月1日

(3) 第24条の改正規定（「においては」を「には」に改める部分に限る。）並びに第24条の2並びに附則第6項の3、第6項の7及び第6項の8の2の改正規定 平成30年1月1日

(4) 1の(3)ア及び(4)並びに第70条の改正規定 平成30年2月1日

(5) 1の(1)並びに附則第6項、第6項の2及び第14項の2の25から第14項の2の29までの改正規定並びに附則第2項の規定 平成31年1月1日

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

田辺市が景観行政団体となったことに伴い、規定の整備を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

35歳未満である者が技能検定試験の実技試験を受けようとする場合の手数料の額を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第2第15項関係)

2 施行期日

平成29年10月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 別表第2第15項第5号イの表の改正規定(「光学機器製造 複写機組立て」を「光学機器製造」に、「機械木工 木型製作」を「機械木工」に改める部分に限る。)及び同号備考の改正規定(同号イの表備考の改正規定を除く。) 公布の日

(2) 別表第2第15項第5号イの改正規定(「基礎1級、基礎2級」を「基礎級」に改める部分に限る。) 平成29年11月1日

条 例

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

(和歌山県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号を同条第9号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

第15条第1項中「記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号」を「記述等又は個人識別符号」に改める。

第18条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第19条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第24条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第54条及び第55条において同じ。）」を削る。

第59条第3項中「（平成15年法律第58号）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 実施機関に関するこの条例の規定は、当該規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に抵触する場合には、適用しない。

第2条 和歌山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則（議会、選挙管理委員会及び収用委員会にあってはその規程、監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人及び地方公社にあってはその定め。以下同じ。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第4項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第15条第1項第8号中「（議会、選挙管理委員会及び収用委員会にあってはその規程、監査委員、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人及び地方公社にあってはその定め。以下同じ。）」を削る。

第3条 和歌山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧」を「個人情報ファイル簿の作成及び公表」に改める。

第2条第10号を同条第11号とし、同条第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第2章第2節を次のように改める。

第2節 個人情報ファイル簿の作成及び公表

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第15条 実施機関は、実施機関の規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報フ

ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第 9 号及び第 3 項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 8 号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 9 号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 第16条第 1 項、第28条第 1 項又は第34条第 1 項の規定による請求を受理する当該実施機関の組織の名称及び所在地
 - (9) 第28条第 1 項ただし書又は第34条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、当該実施機関の規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (3) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (5) 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が実施機関の規則で定める数に満たない個人情報ファイル
 - (9) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (10) 第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関の規則で定める個人

情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第 47 条第 1 号中「、第 14 条第 2 項第 3 号並びに第 15 条第 3 項第 6 号」を「並びに第 14 条第 2 項第 3 号」に改める。

(和歌山県情報公開条例の一部改正)

第 4 条 和歌山県情報公開条例 (平成 13 年和歌山県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関に関する和歌山県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日前において当該規定が個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) の規定に抵触する場合には、適用しない。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 43 号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例 (昭和 28 年和歌山県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表和歌山県債権整理審査会の項の次に次のように加える。

和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	県が所有する普通財産の利用に関する計画を公募する場合の当該普通財産の売却又は貸付けに係る事業者の選定についての審査に関する事務
----------------------------	---

第 2 条第 2 項の表和歌山県教員の資質向上審議会の項中「第 25 条の 2 第 1 項又は第 4 項」を「第 25 条第 1 項又は第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第13条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

付則に次の1項を加える。

38 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適

当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委

員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに必要の職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（ア）に掲げる者を除く。）とする。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第13条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第38項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第46号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第3項中「においては」を「には」に改める。

第24条第1号ア中「においては」を「には」に改め、同号アの表1の項及び2の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表6の項ア中「5万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」を加え、同項イ中「10万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には6万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には3万円）」を加え、同表7の項中「で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る」に改め、同項ア中「5万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円）」を加え、同項イ中「3万円」の次に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円）」を加え、同条第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第24条の2第1項中「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第37条第1項第2号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第37条の2第1項第2号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

第37条の3第5項中「においては」を「には」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第38条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改め、同条第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第39条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第42条の14第2項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第6項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「1むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（次項及び第6項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則で定める事項」に、「次項」を「第6項」に、「）によって」を「）により」に改め、同条第11項中「によつ

て」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があった」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第6項後段」を「第7項後段」に、「によって」を「により」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「この条」を「この項、次項及び第10項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第2項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「この規定の例により算定した」に、「割合によって」を「割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附属設備の程度その他施行規則で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によりあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第42条の15に次の3項を加える。

8 法第73条の14第11項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法第73条の14第12項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法第73条の14第13項に規定する道府県の条例で定める割合は2分の1とする。

第42条の27第1項中「によって」を「により」に改める。

第49条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第

7 条の規定による登録の申請その他規則で定めるもの及び第 1 項の規定による自動車取得税申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合には、前 2 項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

第63条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第63条の 3 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請及び次条第 1 項の規定による自動車取得税・自動車税申告書（報告書）の提出を行う場合には、前条第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第 9 条で定める方法により徴収する。

第68条の 2 第 1 項第 2 号中「において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）」を「第22条の 28第 1 項」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第70条中「第63条」を「第63条の 2 及び第63条の 3」に改める。

附則第 6 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によって」を「により」に改める。

附則第 6 項の 2 中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 6 項の 3 第 2 号ウ中「第10条の 5 の 3」を「第10条の 5 の 4」に改める。

附則第 6 項の 7 第 2 号中「によって」を「により」に改める。

附則第 6 項の 8 の 2 中「ときは、」を「場合における」に改める。

附則第14項の 2 の 25 中「非課税上場株式等管理契約」という。）の次に「又は同条第 5 項第 4 号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）」を、「規定する非課税口座内上場株式等」の次に「（以下この項及び次項において「非課税口座内上場株式等」という。）」を加え、「及び次項において同じ」を「において同じ」に改める。

附則第14項の 2 の 26 中「、非課税口座」を「、同条第 5 項第 3 号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第 5 項第 5 号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の次に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあった」の次に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第14項の 2 の 28 中「、未成年者口座」を「、同条第 5 項第 3 号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第 5 項第 4 号に規定する継続管理勘定（以下この項及び次項において「継続管理勘定」という。）」に改め、「の払出しがあった」の次に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第14項の 2 の 29 第 2 号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

附則第15項の 2 中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第 12 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第 17 項の 5 までにおいて同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。次項から附則第 17 項の

5 まで及び附則第17項の 9 から第17項の12までにおいて同じ。) が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。) 」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(i) 次に掲げるガソリン自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (以下この項から附則第15項の3まで及び附則第17項において「排出ガス保安基準」という。) で施行規則で定めるもの (以下この項から附則第17項までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの (以下この項から附則第17項の5までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(i) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率 (以下この項から附則第17項の5まで及び附則第17項の14において「エネルギー消費効率」という。) が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率 (以下この項及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。) であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。) に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量 (道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から附則第17項の5まで及び附則第17項の9から第17項の12までにおいて同じ。) が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(i) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの (次項から附則第17項までにおいて「平成27年度基準エネ

ルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

- (2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15項の3中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第15項の4中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(4)中「基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号中「石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において同じ。)」を「石油ガス自動車」に改め、同号ア(7)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(4)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改める。

附則第15項の5から第15項の7までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第16項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(4)を次のように改める。

- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第17項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第4号ア(4)中「100分の130」

を「100分の140」に改め、同項第5号ア(ウ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同項第6号イ中「100分の130」を「100分の140」に改める。

附則第17項の2中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15項の2」を「附則第15項の2第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第17項の2第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15項の2第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第17項の3及び第17項の4中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第17項の5中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第37条第1項第2号、第37条の2第1項第2号及び第2項、第38条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項の改正規定並びに第42条の15に3項を加える改正規定並びに附則第5項の規定 公布の日

(2) 第37条の3第5項の改正規定 平成29年10月1日

(3) 第24条第1号の改正規定（「においては」を「には」に改める部分に限る。）、同条第2号及び第24条の2第1項の改正規定並びに附則第6項の3第2号ウ、第6項の7第2号及び第6項の8の2の改正規定 平成30年1月1日

(4) 第49条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定、第63条の2の次に1条を加える改正規定及び第70条の改正規定 平成30年2月1日

(5) 第24条第1号の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）並びに附則第6項、第6項の2及び第14項の2の25から第14項の2の29までの改正規定並びに附則第2項の規定 平成31年1月1日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第5号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 この条例による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）第42条の14第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）のこの条例の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築されたこの条例による改正前の第42条の14第4項の1むねの建物（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等のこの条例の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定（新条例第49条第4項の規定を除く。）中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条のうち和歌山県税条例第70条を改め、同条を同条例第73条の14とする改正規定中「第63条」を「第63条の2及び第63条の3」に改め、「第73条の8」の次に「及び第73条の8の2」を加える。

第2条中和歌山県税条例第64条を改め、同条を同条例第73条の9とする改正規定の次に次のように加える。

第63条の3の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」を「申告書」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改め、同条を第73条の8の2とする。

第2条のうち和歌山県税条例第59条の次に16条を加える改正規定のうち第68条に係る部分を次のよう

に改める。

（環境性能割の申告納付）

第68条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9条の5の申告書（次項及び第3項において「申告書」という。）を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は同条第2項に規定する修正申告書（次項及び第5項において「修正申告書」という。）に証紙を貼ってしなければならない。ただし、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる納付の方法によることができる。証紙の様式その他証紙の取扱いについて必要な事項は、規則で定める。

3 環境性能割の納税義務者は、前項の証紙を貼ることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請その他規則で定めるもの及び第1項の規定による申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

5 修正申告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称
- (3) 自動車の取得がされた年月日
- (4) 自動車の取得の原因
- (5) 自動車の種類、用途、車名及び型式
- (6) 自動車の定置場
- (7) 既に納付の確定した環境性能割額
- (8) 環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
- (9) 前号の環境性能割額に相当する金額から第7号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第47号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表46の項中「和歌山市」の次に「、田辺市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 9 年 7 月 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第48号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第15項第 5 号イ中「基礎 1 級、基礎 2 級」を「基礎級」に改め、同号イの表中「光学機器製造 複写機組立て」を「光学機器製造」に、「機械木工 木型製作」を「機械木工」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、実技試験の手数料の額は、1 件につき、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。

- (1) 実技試験を実施する日の属する年度の 4 月 1 日において35歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(2)及び(3)に規定する在校生を除く。）が当該実技試験（2 級又は 3 級に限る。）を受けようとする場合 この表に定める手数料の額から9,000円を減じた額
- (2) 在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。(3)において同じ。）（(3)に規定する在校生を除く。）が実技試験（3 級に限る。）を受けようとする場合 この表に定める手数料の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。）
- (3) 実技試験を実施する日の属する年度の 4 月 1 日において35歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が当該実技試験（3 級に限る。）を受けようとする場合 2,900円

別表第 2 第15項第 5 号備考中「第64条第 4 項」を「第46条第 4 項」に、「当該協会」を「当該和歌山県職業能力開発協会」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 第15項第 5 号イの表の改正規定（「光学機器製造 複写機組立て」を「光学機器製造」に、「機械木工 木型製作」を「機械木工」に改める部分に限る。）及び同号備考の改正規定（同号イの表備考の改正規定を除く。） 公布の日

(2) 別表第 2 第 15 項第 5 号イの改正規定（「基礎 1 級、基礎 2 級」を「基礎級」に改める部分に限る。）

平成 29 年 11 月 1 日